

平成25年第1回

中札内村議会臨時会会議録

平成25年5月14日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番 中井康雄君	2番 佐藤耕平君
3番 知本正幸君	4番 笠松直君
5番 黒田和弘君	6番 男澤秋子君
7番 北嶋信昭君	8番 高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 火山敏光君	総務課長 高桑浩君
住民課長 山崎恵司君	福祉課長 岡田好之君
産業課長 阿部雅行君	施設課長 長澤則明君
総務課長補佐 中道真也君	住民課参事 坂村暢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 大和田貢一君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 片山勇一郎君 書記 林真悠君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	議案第 2 5 号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第 2 6 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 5	議案第 2 7 号	中札内村延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 6	議案第 2 8 号	中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 7	議案第 2 9 号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 8	議案第 3 0 号	平成 2 5 年度中札内村一般会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただ今の出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番佐藤議員と3番知本議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

◎ 日程第3 議案第25号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 日程第4 議案第26号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第3、議案第25号中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第26号中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「地方税法の一部を改正する法律」が平成25年4月1日に施行したことに伴い、村税条例並びに国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いいたします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー２番、議案関係資料１ページをお開きください。

まず、最初に村税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、改正するもので、まず、村民税に関する事項ですが、１点目のふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しですが、これは東日本大震災の復興財源確保のため、平成２５年から復興特別所得税が課税され、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、この復興特別所得税額も寄附金控除の適用対象となり、ふるさと寄附金に係る控除限度額を超えてしまう場合が想定されることから、住民税における特例控除額を見直すものであります。

２点目の個人村民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長・拡充ですが、まず①の平成２６年４月、平成２７年１０月に予定されている消費税率の引き上げに伴う住宅建設の駆け込み需要を平準化する観点から、平成２６年から平成２９年までの入居者について所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を限度額の範囲以内で個人村民税から控除する措置を４年間延長するとともに、平成２６年４月以降の入居者に対する控除限度額を５パーセントから７パーセントに引き上げるものであります。

次に②は、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失などして居住することができなくなった納税義務者が住宅の再取得または増改築などをして、平成２６年４月から平成２９年１２月までの間に入居した場合、個人村民税の住宅ローン税額控除の限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の３パーセントから、４．２パーセントに引き上げるものであります。

次に資料の２ページ上段３点目の長期譲渡所得の課税の特例の適用ですが、これは東日本大震災により居住用家屋が滅失などして居住することができなくなった方の相続人が当該家屋の敷地として使用していた土地を譲渡した場合、当該相続人は当該家屋を被相続人が取得した日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を適用することとしたものであります。

次に固定資産税に関する事項です。固定資産税、特別土地保有税の特例措置の廃止ですが、これは独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等において、一定の期間、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿登載されているものを当該仮換地等の所有者とみなして、固定資産税及び特別土地保有税を課税する納税義務者の特例措置について適用事例が今後見込まれないことから廃止するものであります。

次にその他で、延滞金の利率の見直しですが、国税における延滞金の利率の引き下げを行われたことに伴い、村税に係る延滞金についても同様に引き下げようとするもので、納期限後１カ月以内については、現行４．３パーセントを特例基準割合に１パーセントを加算した率である３パーセントへ、納期限後１カ月を超えた場合は現行１４．６パーセントを先ほどの特例基準割合に７．３パーセントを加算した率である９．３パーセントに改正しようとするものであります。

なお、この改正後の利率については現在の短期貸出約定平均金利をもとに財務大臣が告示する割合から算出しており、この約定平均金利の動向により延滞金の利率が変わること

になります。先ほど説明いたしました特例基準割合、今現行できますと、２パーセントということになります。

次に施行日ですが、本改正条例は公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用となりますが、寄附金税額控除の見直しや延滞金の利率の見直しなど６項目については平成２６年１月１日施行となり、個人村民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長・拡充については平成２７年１月１日施行としております。

次に資料の４ページから１４ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

次に国民健康保険税条例の一部改正ですが、資料の１５ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明させていただきます。

まず１点目の軽減判定算定措置の恒久化についてですが、これは平成２０年度に後期高齢者医療制度が導入された際に、国民健康保険からこの制度に移行することとなったことにより、国民健康保険税が負担増とならないよう５年間に限って特例措置を講じておりましたが、これを適用期限を定めない恒久的な措置としたものであります。

次に２点目の軽減措置の新設ですが、１点目と同様の趣旨で、後期高齢者医療制度創設時の７５歳以上の方、または制度創設後に７５歳に到達する方が国民健康保険の被保険者でなくなったことにより、単身世帯となる世帯については、５年間に限って国保税の算定における世帯別平等割額の２分の１を軽減する措置が講じられていましたけれども、今回の改正でこの軽減措置に加えて６年目から３年間については、４分の１を軽減することとしたものであります。

次に施行日ですが、本改正条例は公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用となりますが、附則第１７項の改正については平成２６年１月１日施行としております。

１６ページから２１ページについては新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから２件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、２番、佐藤議員。

○２番（佐藤耕平君） 国保税条例改正に関わっての質疑をさせていただきたいと思います。

今回２分の１から６年目にあたっては、４分の１に軽減率が引き下げられることで負担増になる世帯がでてくると思うんですけれども、その世帯数が分かれば、もし今手元に資料があれば教えていただきたいのと、今用意してなければ負担増の世帯があるかないかだけ、そこだけでもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 大変申し訳ありませんけれども、６年目に係る世帯自体はまだ抽出しておりません。つまり、２分の１から４分の１になるという世帯です。

ただ、２分の１の軽減は今現在行われておりますので、つまり、５割軽減ですか。５年目までの間の５割軽減についてはその世帯数についてはわかりますので、その分だけ説明させていただきたいと思います。

軽減の世帯数については、７割軽減、５割軽減、２割軽減それぞれ３種類あるんですけ

れども、その軽減の対象世帯のうち平成20年度以降75歳に到達して特例世帯としてなった世帯については、3月末現在で7割軽減の世帯については10世帯、5割軽減の世帯が7世帯、2割軽減の世帯が9世帯となっております。ですから、この世帯数のうち6年目に入る世帯がその中に含まれていれば、その世帯については今改正によりこれまで2分の1軽減だったものが4分の1軽減になるということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。はい、そのほか。

はい、5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 関連するわけですが、4分の1軽減いわゆる特定継続世帯というのかな。これについてはわからんということですから聞いてもわからないのですが。今の2分の1の関係ですが、いわゆる25年度分の医療費、支援分を合わせた特定世帯ということですが、平等割額の2分の1を軽減すると、あわせて所得の基準による減額賦課も含めて今言われましたように、7割、5割、2割軽減ということになるわけですが、戸数については今全体で26戸ですか、なるということですが、この軽減額のほうもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

それとあわせてですね、現行の国保条例の額等については据え置きにするということでございます。あわせて今の軽減も入れた形でそれぞれ25年度6月第1期ということで賦課をしていくということで今準備されているふうに思うんですが。25年度の当初予算では一般退職の減免課税分ということで、ちょっと当初予算を計算しますと、1億3千31万4千円ということで当初予算では計上しておりますが、そういった現行税率の据え置きをする、新たにこの削減の分も合わせてということでの当初賦課に入る訳ですが、これにあわせた6月15日の日ですか、までには納付書が発行されると思いますが、全体の額について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の軽減額ということでございます。単純に2分の1軽減と4分の1軽減の2つがあって、医療分と支援分にその軽減額が反映されるということになります。

それとあわせて7割軽減、5割軽減、2割軽減がもともとありますので、それぞれの区分ごとに医療分と支援分とに分けて軽減額が算定されると、条例改正もそういうような形になっております。

まず、それぞれの区分ごとに軽減額のみを説明したいと思います。

まず7割軽減ですが、医療分の軽減につきましては特定世帯が9、275円の軽減、特定継続世帯、これが新たに追加された分ですが、4、638円の軽減。後期高齢支援分につきましては特定世帯が2、800円の軽減、特定継続世帯が1、400円の軽減。続いて、5割軽減の区分です。特定世帯、医療分6、625円の軽減、特定継続世帯3、313円の軽減。後期高齢支援分です。特定世帯2、000円の軽減、特定継続世帯1、000円の軽減。続いて、2割軽減世帯です。医療分、特定世帯が2、650円軽減、特定継続世帯が1、325円の軽減。後期高齢支援分です。特定世帯が800円の軽減、特定継続世帯が400円の軽減ということになります。

それと2点目の25年度の賦課でございます。確かに、6月に入って納付書の発付ということになるのですが、今村民税自体の、つまり前年の所得の把握をやっております。ですから、それがちょっと算定されないと国保税についても、課税総額については住民税の

方の所得から持ってきて計算しますので、まだ総額の計算には至っておりません。ですから、今のところ当初予算に計上した額と比べてどうかというところまでの試算は行っていない状況であります。

以上でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 所得は確定していないということですから、わからないのですけれども。

ただ、基本的には現行の税については据え置きしたいということですから、大体の所得の状況をふまえて、国保税については現行通りやっていけるのではないかと、こういう予測で今回改正にも至っていないという、こういう思いではないかなと思うんですが、そこら辺の見通しというのは持っていると思いますので、そこら辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 25年度の国保自体の財政運営の状況の見通しということになろうかと思います。3月の当初予算の議会の時にもお話ししたとおり、基金の残額及び決算見込み、24年度決算見込みですとか医療費の伸び、そういったものを加味して25年度の当初予算の予算化をさせていただいております。

予算化するということは税率等については据え置いた状態で試算をかけて、当初予算を組み込んでおりますので、今の段階で細かなところは当然賦課をやっておりませんので言えませんけれども、税率を改正するに至る財源不足になるという見込みはないというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） なしということで、質疑なしと認めたいと思います。

これで質疑を終わります。

それでは、議案第25号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

はい、2番、佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） では、国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場で討論させていただきます。

今回の改正にあたっては、特例措置というものが5年間だったのが3年間さらに延長されると、その点では異論はないですが、今までの2分の1軽減だったものが4分の1軽減

に変わるという点では今後負担増になる世帯も十分に想定されますので、そのような今の状況を考えますと、年金額がほんとうに少ない中、引き上げされるどころか下がる一方の中でさらなるこういった保険料なんかでの負担増というのは家計にほんとうに大きな影響を与えるという点では、本来であれば、国が負担増ではなく軽減措置を行うべきなのに負担増の政令を出して基づいての条例だと思いますけれども、という点では問題があると感じますので、反対させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 原案に反対する討論でした。

賛成の討論はございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、これで討論を終わりたいと思います。

議案第 26 号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決をいたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） はい、起立多数です。

したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 5 議案第 27 号 中札内村延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

◎ 日程第 6 議案第 28 号 中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 日程第 7 議案第 29 号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 5、議案第 27 号中札内村延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第 6、議案第 28 号中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 7、議案第 29 号中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての 3 件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村税条例の一部を改正することに伴い、延滞金の利率が引き下げられることから、延滞金徴収条例等、後期高齢者医療に関する条例及び介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー 2 番、議案関係資料 22 ページをお開きください。

延滞金の率の改正概要に基づき説明させていただきます。

今回の改正、先ほどご決定いただきました村税条例の一部を改正する条例中、村税に係

る延滞金の利率が引き下げられることに伴い、村税条例に準拠している延滞金徴収条例、後期高齢者医療に関する条例、介護保険条例の延滞金の利率に関する条項を改正しようとするものであります。

改正の内容については村税条例と同様ですが、納期限後 1 カ月以内については 4. 3 パーセントを 3. 0 パーセントに、1 カ月を超える部分については 1 4. 6 パーセントを 9. 3 パーセントに改正するものであります。

施行日ですが、本条例改正条例は平成 2 6 年 1 月 1 日から施行することとしております。

次に 2 3 ページから 2 8 ページについては、新旧対照表をそれぞれの条例ごとに添付させていただきますので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） はい、これで提案理由の説明を終わります。

これから 3 件を一括して質疑を行います。

質疑を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 2 7 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 2 7 号、中札内村延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 8 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 2 8 号、中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 8 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 2 9 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第29号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第30号 平成25年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） 日程第8、議案第30号平成25年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

補助事業等の追加及び工事請負等の労務費単価の特例措置に伴う事業費の追加などにより、既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億1千3百58万6千円を追加し、総額を35億6千3百98万6千円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長、お願いいたします。

○総務課長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

順番に歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源についてあわせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず、複数の事業で委託料及び工事請負費の追加をしていますが、国土交通省から平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について各都道府県市町村建設業団体に対し、労務単価が平成24年度比で全職種単純平均で15.1パーセント上昇したことから、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため通知が出されました。このため、すでに発注しております道路の維持管理、除雪業務や近く発注を予定しております8件の事業について労務単価の特例措置とあわせて資材の高騰分を追加しようとするものでございます。

まず9ページをお開きください。

3款民生費、説明欄の放課後児童クラブ運営委託76万9千円の追加ですが、上札内放課後児童クラブに障がいを持つ児童が一人入所したことから常時二人体制とするものです。

次に5款労働費、説明欄の地域資源活用型新商品研究開発事業委託1千2百37万4千円の追加ですが、緊急雇用創出推進事業の起業支援型地域雇用創造事業補助金の内示を受けたことから、岡本農園が雇用の受け皿となって実施するものです。特定財源として道の起業支援型地域雇用創造事業補助金を同額追加しています。

なお、この事業に関する資料については議案関係資料29ページから30ページに載せておりますのでご参照ください。

次に6款農林業費、説明欄の暗渠排水工事440万円の追加ですが、農業体質強化基盤整備促進事業に係る労務単価の特例措置及び資材の高騰により、工事請負費を追加するものでございます。特定財源として新たに受益者負担金を同額追加していますが、本事業の特定財源である農業体質強化基盤整備推進事業補助金は10アールあたり15万円の定額補助でありますので、この額を超える事業費について受益者に負担していただくものです。

次に10ページをご覧ください。

7款商工観光費、説明欄の中小企業振興資金預託金1千万円の追加ですが、中小企業振興資金の融資総額が増加する見込みであることから融資枠を現行の1億2千万円から1億5千万円に拡大するため、帯広信用金庫への預託金を4千万円から5千万円に増額するものです。特定財源として貸付金元利収入元金分を同額追加しております。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、説明欄の道路維持委託84万4千円の追加及びその下段の3目除雪対策費、説明欄の除雪委託98万5千円の追加。さらにその下段から次のページにかけての4目道路改修費、説明欄の調査設計委託118万5千円の追加及び道路改良舗装工事1千3百60万3千円の追加ですが、いずれも労務単価の特例措置及び資材の高騰によるものです。

次に5項住宅費、説明欄の公営住宅改修工事3千万円の追加ですが、25年度交付金配分確定により、めぐみ団地9棟の改修工事を追加するものです。特定財源として社会資本整備総合交付金945万円、公営住宅建設事業債1千600万円を追加しています。

その下段、公営住宅解体工事34万円の追加及び公営住宅建設工事その2、720万円の追加ですが、労務単価の特例措置及び資材の高騰によるものです。

次に9款消防費、説明欄の瞬時警報システム自動起動装置設置工事2千600万6千円の追加ですが、平成22年度に設置しました本システムと村の防災行政無線を連動させて受信した警報を自動で全戸に伝達できるよう機器を設置するもので、特定財源として防災情報通信設備整備事業交付金を同額追加しています。

次に12ページをご覧ください。

10款教育費、説明欄の社会教育施設工事1千88万円の追加ですが、労務単価の特例措置及び資材の高騰によるものです。

次に戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

17款繰入金で、歳出予算追加の財源として財政調整基金繰入金4千4百75万6千円を追加し調製するものです。

次に4ページをお開きください。

第2表地方債補正ですが、公営住宅建設事業の限度額1千500万円を2千2百10万円に変更しようとするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

議案第30号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体理由はわかりましたが、先ほど総務課長のほうから説明がございましたが、国土交通省絡みで平成25年度から労務単価15.1パーセントアップ、資材の高騰分ということで額的にみますと、相当な額が追加されていますよね。それで、国という労務単価15.1パーセントアップということで、おそらく東日本絡みになるの

かな。ちょっとそこら辺の詳しい理由等がわかりませんので国が上げようとしている趣旨、さらには資材高騰ということですが、細かく言えばいろいろあるかと思いますが、主な資材について、どのくらい上がる分をここに計上しているのかなということがちょっと感じますので教えていただきたいというふうに思います。

さらに10ページの中小企業振興事業費貸付金1千万の追加でございますが、この預託金につきましては3倍の融資を行うということで当初4千万みえていますので、3倍である1億2千万、そして今回ということで1億5千万になるということですが、説明では増加傾向にあるということで、おそらく1億2千万では足りない状況で追加しているなというふうに思うんですが、まだ1千万で足りなければまた追加ということになるんですけれども、その増加の状態ちょっとわからないのですが、だとすれば、もっと余裕のある預託金を積み立てる中で貸付の幅というんですか、広げておくことが瞬時の対応ができてそういった中小企業の振興に役立つのではないかという気がします。

この額については出しっぱなしではなくて、後年度で戻ってくるという預託金でございますので、そんなような気がしますのでその辺の関係2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 私のほうから、国土交通省から労務単価の特例措置の通知を出すに至った背景及び概要について説明をさせていただきます。

これまで建設工事などの発注にあたりまして、ダンピング受注の激化ですとか、それから労働者全体の賃金の低下、あるいはその社会保険の未加入の問題、これらの原因でですね、若年の技能労働者の減少が続いているということが背景にございます。

もう1つは入札の不調が多く発生しているということがもう1つございます。そこで、こうした技能労働者の適切な賃金水準を確保するということです。

アベノミクスというふうに言われておりますけれども、デフレ脱却のためにも労働者の不足を増やす必要があるということからですね、3月に国土交通省から全国の都道府県市町村、そして建設業団体に通知が出されて、15.1パーセント、全職種の単純平均ですけども、そういったいわゆる設計の労務費の単価があったからですね、今後発注するものについては、新しい特例措置に基づく労務単価で設計するという必要が生じたものですから、予算に不足を生じるということで今回補正させていただいたということです。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 資材の高騰の関係でございますけれども、大きくは高騰しているものについては砂利だとかアスファルト、原材料と。これについては管内においては砂利プラントの減少等によって、砂利等の値段が5パーセントから10パーセント前後上がっているということで、全体的な資材の建設資材等については震災等の影響もありまして上がっているということになっております。大きく値上がりしている分については砂利等の資材ということになっております。具体的な単価については今現在持ち合せておりませんけれども、大きくそのような単価の値上がりというふうになっております。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 中小企業振興資金預託金の関係で説明いたします。

これまで預託金につきましては、預託総額3倍の額で1億2千万で行なってきました。

平成24年度までは、預託率がですね、大体3割から4割程度で推移してきて、その総

額で十分対応できていたわけなんですけれども。昨年度におきまして、大型設備投資が増えて3月段階で、1億2千万の枠に対して82パーセント、およそ1億くらいの融資が出ております。

今年に入りまして、また設備投資したい話が金融機関もしくは商工会等に話がありまして、総額を超える可能性がありまして今回提案しております。

ただ、さらに今後これを超える可能性があるのではないかというご指摘についてなんですけれども、この預託金につきましては設備資金及び運転資金等がありまして、それぞれ償還期間15年、7年とありまして償還等も始まっているものがありますので、当面はですね、今回の預託金を1千万増額して総額1億5千万の枠でやっていけると判断しておりますので、当面はですね、この枠でやっていきたいと考えおります。

○議長（高橋和雄君） 答弁は終わりました。

よろしいですか。

はい、そのほか質疑はございませんか。

3番、知本議員。

○3番（知本正幸君） 3点ばかりしたいと思います。

まず1点目ですけれども、放課後児童クラブの委託料ですね。障がい者を受け入れるということで、これはいいことかなというふうに思っているのですけれども、実態として中札内の保育所も含めて、障がい者への対応っていうのかな、受け入れしていたのかどうなのかということと、受け入れた場合の態勢はどうやって今までやったのかなということ。

あと、現在の受け入れというのかな、在校生については春休みの期間中、たぶんずっと通して受け入れしていたと思うんですけど、入学した子どもね、これについてはいつも入学式終わってから、たぶん受け入れているのかなというふうに思っています。

あるお母さんにちょっと聞いたんですけれども、相談されたというのかね。例えば、4月1日から受け入れ、入学するまでの1週間のことなんですけれども。帯広市とかほかの町、かなりの町村で4月1日から受け入れている。だけど、という話を聞いたんですけれども、そこら辺実態として他町村のやり方なんかも調査しているのかどうか、実態はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから委託料の単価アップね、特例措置として国の政策として、これは理解できますけれども、実際この地域に工事発注とか委託する場合ですね、果たして受け入れた、受注した企業あるいは団体がこれがそっくり労働者に還元されるものなのか、そういう指導を村としてね、どういう指導をするのか、そこら辺についての考え方ですね。

あと岡本農園の雇用受け皿かな、この新しい事業ですけど、これちょっと中身あまり詳しくはわかってないのですけども、「つつかあ」の事業で村として地域を指定された事業なのかということと、岡本さんで手を挙げたんでしょうかね、ほかの企業への周知というのかな、PRなんかもどのようにしてまとめてきたのかなと、ちょっと疑問に思ったものですから、3点ばかり質問したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、学童のほうの障がいを受け入れた過去の経過があるのかということにつきましては、障がいの程度にいろいろあると思うんですけれども。子どもさんの場合、あまり手帳がきっちり出た形での障がいっていうのがなかなか定まりにくい形になります。ですので、ちょっとこう見ただけで障がいを持っている方がいたのかもしれないけれども、きちっと障害手帳を発行された方での受け入れを行なったということ

は、過去にないのではないかなと思っております。

それから、学童のほうの4月1日からの受け入れということでございますが、これも現在学校が始まってからという形でやっておりますが、できるだけ4月1日からの受け入れのほうで、今全体的な国の流れもそうなんですけれども、そういう方向で検討していく状況になっておりますので、私どものほうでもその辺を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 労務単価の特例措置に関わる、村としての指導についてですけれども。

まず国土交通省からは4月8日付で建設業団体の長宛てにですね、元請け企業と下請け企業の間で、すでに締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応するよう周知徹底方お願いするという文書が発せられております。

都道府県及び市町村に対しましては、受注者と専門工事業者ですから下請け企業というふうに理解しておりますけれども、社会保険料等相当額を適切に含んだ額による下請け契約が締結されるようですとか、適切な賃金支払いを指導するとともに、その支払い状況を確認するなどの特段の配慮というような通知が出されておりますので、村としては工事入札後、契約を締結した業者に対しまして、契約時点でこの趣旨を伝えることにしております。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 地域支援活用型新商品研究開発事業委託で、今回委託料を補正させていただいて、同額の補助金、道の補助という形で、歳入歳出同枠でみさせていただきました。

この事業、平成24年度の国の補正予算で1千億円が追加されて、それに基づいて、緊急雇用対策という平成20年度から、つまり従前からやっていた事業に新たなメニューとして起業支援型が加わったという流れになっています。

ただ、緊急雇用の事業については、国は都道府県に対して補助金を下ろして、その補助金を使って都道府県は基金を造成、基金を使って各市町村へ助成、または道が直接事業を行うと、こういうパターンになっています。

村内の企業等に対する周知については国の補正予算が確定した段階で計上された時点で、概要については紹介されていたので、3月の中旬から3月末までの期間で村のホームページに概要を載せ、資料等については国の資料をそのまま添付するような形で紹介をかけていました。募集をかけていました。

その結果、岡本農園さんがちょうど新たな新商品開発という視点があって、さらに新規の雇用もそこでしたいという考え方がございましたので、根幹にあるのはその起業してから10年以内という限定がありましたし、建設土木事業については対象外ということもございますので、分野は広いけれどもなかなか募集の期間も短い中でやらなきゃならなかったということもあって、村としては3月末で一度公募を切って道に対して補助金の交付申請をあげて、今回内示をいただいたと。そのことを受けて今回委託料の追加補正をしたという流れになっています。ですから、公募という部分では3月の中旬から下旬にかけての

約2週間ちょっとの期間ということになります。

ただ、この事業は国のほうも募集をしていますので、いろんな中小企業の各種団体なんかも、この事業についての募集はかかっていたのが実態だというふうに思います。

ちなみに北海道のほうはこれについての募集は3月中には確が行わなかった。なぜかというと、道は基金を設ける補正予算を道議会にあげて、それが通った後でなければ、なかなか公募ができなかったことがあるようですが、一次の枠で今回本村については内示という形で配分を受けたという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。はい、3番、知本議員。

○3番（知本正幸君） その案件はわかりました。

委託料の関係ね、これも介護関係の職員の賃金アップと同じように、そっくりそのままいくというものではないので、そこら辺について企業等についてね、徹底してもらいたいなというそんな気がしておりますので、これは一応要望として上げておきたいと思います。

あと前段の放課後児童クラブですね、これ管内状況をもし押さえていたら教えてほしいのと、あと、村への要望っていうのかな、それは直接村に要請、従来、なかったものなのか、もし分かっていたら教えてほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 管内の状況については、今手元にございませんでお時間いただきたいと思います。

それと保護者からのいろんな要望につきましては毎年直接ありましたり、保護者の方たちのお話の場を毎年もってございますので、その場で相談を受けたりしてございます。そんなんで受け入れ時間の早くしてくださいだとかというのは、24年度に対応を行いましたし、そういう全体的な切れ目のない受け入れということについては、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 障がい者に対する要望はあったかどうか。

○福祉課長（岡田好之君） 障がい者に対しての要望ということでは特別ございませんけれども、今回の方のようにある程度準備をされていて、ご自分の態勢が整ったときに入るとい、そういう打合せはしてございました。

以上です。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。3番、知本議員。

○3番（知本正幸君） 小学校1年って一番手のかかる年代なんでね、在校生については慣れているからそうでもないと思うんで、特にやっぱり入学者についてはね、4月1日からできれば準備の都合なんかもあって、大変でしょうけれどもほかの町村でかなりやっているというふうに聞いていますのでね、そこら辺も調査しながらやってほしいと思います。

特に、子育て支援村のね、村長も重点政策でもあるのでやっぱりきめ細かなそういうサービスというのかな、必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として受けたいと思います。

はい、そのほか質疑ございませんか。

はい、6番、男沢議員。

○6番（男沢秋子君） 先ほどの土木費のほうで公営住宅改修事業がめぐみ団地で追加されたということがありましたけども、その追加された改修工事の内容と、また何戸改修するのかということがまず1点お聞きしたいことと、それとあと先ほどから公共事業の労務単価が上がったこと、また材料費が上がったということで今回補正予算にかなりの金額が

計上されておりますけれども、これに対して今後国から何らかの方法で各市町村ですとか、そういったところに対策がなされるのかどうか、その２点をお願いします。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 公営住宅の追加の改修の内容です。

これにつきましては、めぐみ団地の９棟の長寿命化対策ということで、主には屋根塗装を予定しております。一部駐車場というか駐車スペースの木部分の腐れ部分の取り替えだとか、そういう部分も予定しております。主には屋根塗装ということで９棟の屋根塗装の予定をしております。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 労務単価及び資材の高騰に関してはですね、例えば公営住宅にしても公営住宅の建設の単価っていうのが決まっているものですから、その改訂がこのことに伴ってなければですね、ないということで、増加する費用、工事費については一般財源を対応せざるを得ないというのが現状であります。

本来であれば、国の改訂に伴うものですから、何らかの地方公共団体の財政措置というのは期待したいところなんですけれども、残念ながら現在のところそういう情報は入っておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

はい、そのほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第３０号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第３０号、平成２５年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会の宣告

○議長（高橋和雄君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成２５年第１回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１１時００分